



兵庫労働局発表
平成28年10月27日

担当

兵庫労働局労働基準部監督課
課長 片野 圭介
主任監察監督官 妹尾 裕治
電話 078(367)9151
FAX 078(367)9165

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

～「無料電話相談」や「ベストプラクティス企業訪問」などを実施します～

兵庫労働局（局長 こばやし けん 小林 健）では、長時間労働の削減や過重労働による健康障害防止対策の徹底等に向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

このキャンペーンは、今年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016」において「長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化」等が盛り込まれたことを踏まえ、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に定める11月の「過労死等防止啓発月間」の一環として昨年度に引き続き実施するもので、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超える事業場等に対する監督指導や、全国一斉の無料電話相談、労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問などの取組を行います。

キャンペーンを通じ、使用者や労働者、労働組合、産業保健スタッフ等すべての関係者に対して広く周知・啓発等を行い、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた、主体的な取組を促進していきます（キャンペーンの詳細は次ページ）。

なお、キャンペーンに合わせて、11月22日（火）14:00～17:00、兵庫県民会館9階けんみんホールにおいて「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

このシンポジウムは、キャンペーンと相まって、労働者、企業をはじめとする多くの方々に、過労死等に対する理解を深めていただき、過労死等防止に向けた機運の醸成を図るため実施するもので、参加は無料です。

【キャンペーンの主な取組】

1 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、兵庫労働局長名による協力要請を行います。

2 無料電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働等に関する労働相談を、都道府県労働局の担当官が対応します。

実施日時	11月6日（日）9：00～17：00
フリーダイヤル	0120（ <small>なくしましろう</small> 794） <small>ながい残業</small> 713

3 重点監督を実施します

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超える事業場や長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場、若者の「使い捨て」が疑われる企業などに対し監督指導を行います。

必要に応じ夜間臨検も実施します。

4 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

兵庫労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、取組事例を収集します。

※ 訪問時には、報道機関の方々にもご同行いただき、県内に広く事例をご紹介いただきたいと思います。

※ 訪問企業・日時等については、別途ご案内いたします。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します（実施済み）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11月を中心に、全国で60回の「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します。

※ 兵庫県では、すでに10月14日（金）に実施済みです。

平成 28 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は近年低下傾向にあるものの引き続き高く、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移している。また、長時間労働の削減のためには労働時間の適正な把握が重要であるが、これになされていないことによる割増賃金の不払に係る労働基準法違反も依然としてみられるところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な措置等を講じることが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- (1) 長時間労働の削減
- (2) 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底
- (4) 賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

2 実施期間

平成 28 年 11 月 1 日（火）から 11 月 30 日（水）までの 1 ヶ月間

3 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減をはじめとした「働き方改革」に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、兵庫労働局長名の要請書をもって協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

この要請書は兵庫労働局長らが使用者団体や労働組合に直接手交します。（別添要請文書参照）

要請先	兵庫県経営者協会	(要請日	10 月 31 日)
	日本労働組合総連合会兵庫県連合会	(要請日	10 月 31 日)
	兵庫県商工会議所連合会	(要請日	10 月 31 日)
	兵庫県中小企業団体中央会	(要請日	10 月 31 日)
	兵庫県商工会連合会	(要請日	10 月 31 日)

(2) 無料電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

実施日時 : 11月6日(日) 9:00~17:00

フリーダイヤル : 0120(794)713 (なくしましょう 長い残業)

※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報を受け付けています。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署
(開庁時間 8:30~17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

0120-811-610 (フリーダイヤルはい!労働)

月・火・木・金 17:00~22:00、土・日 10:00~17:00

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

[URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo_uki_jun/mail_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo_uki_jun/mail_madoguchi.html)

(3) 重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場を対象として、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、労働時間管理の適正化及び賃金不払残業(サービス残業)の解消等を図るための監督指導を実施します。

① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場

② 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場

③ 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

※ 監督指導実施に当たって必要と認める場合は、夜間臨検を実施します。

イ 重点監督における指導例

① 時間外・休日労働が36協定で定める限度時間の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

② 36協定で定める限度時間の範囲内であっても、長時間労働の実態が認められれば、時間外・休日労働時間数を削減するよう指導。

③ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確

実に講じられるよう指導。

- ④不適切な労働時間管理については、始業・終業時刻を確実に記録するよう指導。
- ⑤時間外手当（残業手当）等割増賃金の支払状況について確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

（４）労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

兵庫労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により紹介します。

※ 現在、企業訪問先について調整中。
後日、別途ご案内いたします。

（５）過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的に、11月を中心に全国で60回「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します。

なお、兵庫県を開催地とするセミナーは、10月14日（金）に実施済です。

日時 10月14日（金）14：00～16：30

場所 神戸市教育会館

（神戸市中央区中山手通4丁目10番5号）

主な内容：

過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など

健康で充実して働き続けることのできる社会へ

過労死ゼロを 実現するために



国民一人ひとりが
自身にも関わることとして
過労死とその防止に対する
理解を深めましょう。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

過労死等とその防止への理解を深めましょう。



「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。国民一人ひとりが自身にも関わることであり、過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

事業主の取組

Q 過労死等を防止するために、事業主が取り組むべきことは？

A 労働基準や労働安全衛生に関する法令の遵守などです。

【過労死等防止のための取組】

- ◎長時間労働の削減
- ◎過重労働による健康障害の防止
- ◎働き方の見直し
- ◎職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ◎職場のパワーハラスメントの予防・解決
- ◎相談体制の整備等

事業主の取組

Q 長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは？

A 時間外・休日労働協定の内容を労働者に周知し、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

事業主の取組

労働者の取組

Q 働き過ぎによる健康障害を防止するために必要なことは？

A 事業者は労働者の健康づくりに向け積極的に支援すること、労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

事業主の取組

労働者の取組

Q 働き方はどのように見直せばよいですか？

A 事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合っって計画的な年次有給休暇の取得などに取り組ましましょう。

事業主の取組

労働者の取組

Q 心の健康を保つために取り組むべきことは？

A 事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

事業主の取組

労働者の取組

Q 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて取り組むべきことは？

A 事業主はトップによるメッセージの打ち出しや職場内のルールづくりに取り組み、労働者は悩みを共有するなどしましょう。

事業主の取組

労働者の取組

Q 労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は？

A 労働者は自身の不調に気がついたら、周囲の人や専門家に相談しましょう。事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。



過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

■過労死等防止対策推進シンポジウム

全国42都道府県において計43回開催します。開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

[開催地]

- 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県
- 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県
- 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県
- 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 愛媛県
- 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県

【専用フリーダイヤル】 0120-976-344

【専用ホームページ】 <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



働き過ぎではありませんか？



あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、見直してみませんか？

無料

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」

なくしましょう 長い 残業
0120-794-713

11月6日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン 検索





11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年11月に施行された「**過労死等防止対策推進法**」において、11月は「**過労死等防止啓発月間**」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

知っていますか？

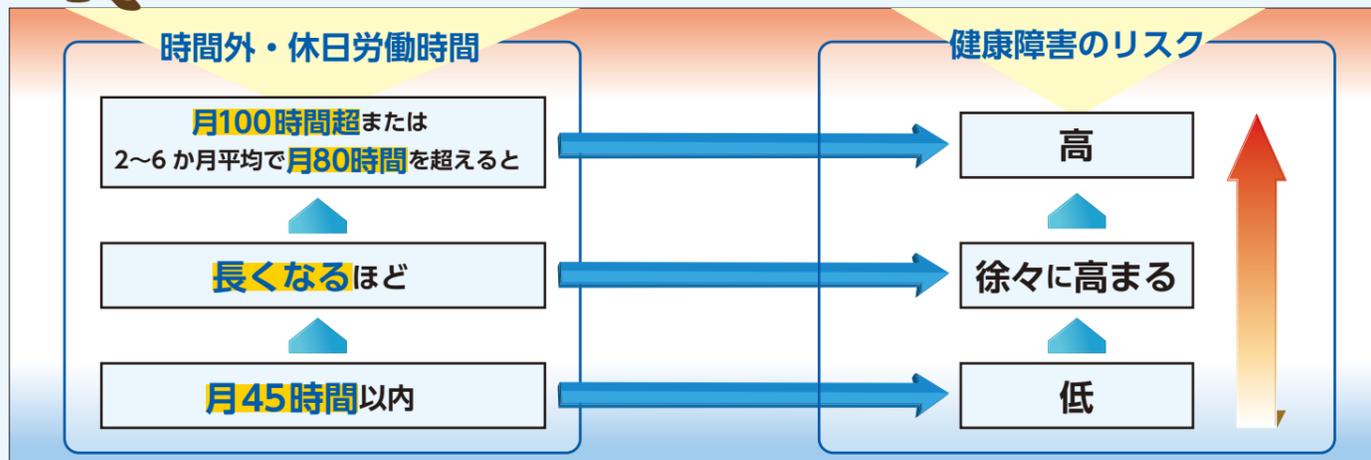


労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患等に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。
 - 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準^{※3}に適合したものとする必要があります。
 - 特別条項付き協定^{※4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - 休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。
 - 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
 - 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
 - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※5}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）
 ※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）
 ※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）
 ※4 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。
 ※5 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成28年11月6日(日) **休日電話相談** ▶ **0120-794-713** フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業 にご相談ください。

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

- 1 労使の主体的な取組を促します。**
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。**
都道府県労働局長が管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
- 3 重点監督を実施します。**
 - ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、
 - ②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 4 電話相談を実施します。**
「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。
実施日時：平成28年11月6日(日) 9:00～17:00 フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業 **0120-794-713**

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン フリーダイヤル はい！ろどう **0120-811-610**（月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

- 5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。**
企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で計60回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

【専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

